

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する大和自動車交通羽田株式会社（住所東京都大田区昭和島二丁目四番四号）に対して当社の羽田第一営業所におけるタクシー事業に関する権利義務を、同じく新設分割により新設する大和自動車交通江東株式会社（住所東京都江東区猿江二丁目一六番二七号）に対して当社の江東営業所におけるタクシー事業に関する権利義務を、さらに同じく新設分割により新設する大和自動車交通立川株式会社（住所東京都立川市富士見町一丁目二五番地）に対して当社の立川営業所におけるタクシー事業に関する権利義務を、各々承継させることにいたしましたので公告します。

右のいずれの新設分割においても、当社は会社法第八〇五条に基づき株主総会の承認決議を経ずにこれを決定しております。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十五年十月十七日

東京都江東区猿江二丁目一六番三一号

大和自動車交通株式会社

代表取締役 新倉 能文